資料No.11

厚生消防常任委員会所管事務報告資料 令和7年10月2日【子ども未来部幼児保育課】

令和7年度こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の事業開始について

1. こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形の子育て支援を強化するため、月一定時間までの利用可能な時間枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度です。

2. 事業の開始

事業開始	令和7年10月1日(水)
利用申請	令和7年9月9日(月)から申請開始
対象児童	未就園 0 歳 6 か月から満 3 歳未満のこども(※保護者の就労要件は問わない)
利用方法	保護者が市に利用申請を行う>市で利用認定を行う>保護者が総合支援システムから施設に対し、事前面談日や利用予約等を行う>利用開始
利用料	こども1人、1時間あたり300円を基準とし、実施施設が定める。 (生活保護世帯・住民税非課税世帯は利用料を減免・給食費等の実費負担あり)

3. 実施施設

※(専)専用室独立実施型 (在)在園児合同

施設名		種別	定員	給食	利用料	実施日時
認定こども園	クラーク幼稚園	一般(専)	12名	0	300円	火曜·金曜 8:30~14:00
認定こども園	さくら	一般(在)	2名	×	300円	火曜·水曜 9:30~11:30
地域型保育	すえひろ スマイル保育園	一般(在)	3名	0	300 ~ 500円	月曜~金曜 9:00~13:00
市立保育所	すみれ保育園	一般(専)	2名	×	300円	(1歳)月曜·水曜·金曜 (2歳)火曜·木曜 9:00~11:00

4. 今後のスケジュール

時 期	予 定				
10月~	事業開始				
10 73 3	利用者アンケート・事業者ヒアリングを実施				
R8.1 月以降	R8.4 月から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度に向けた準備				
R8.4 月	子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として事業開始				